

MUFG Focus USA Weekly

経済調査室 ニューヨーク駐在情報

MUFG Union Bank, N.A. Economic Research NY
Hiroshi Kurihara | 栗原 浩史 (hikurihara@us.mufg.jp)
Director and Chief U.S. Economist

NAFTA 再交渉の足元までの状況について

【要旨】

- ◇ トランプ政権は、北米自由貿易協定（NAFTA）について、5月に再交渉の意向を議会に通知し、再交渉の会合をカナダ・メキシコとの間で8月から11月にかけて5回開催してきた。交渉内容は非公開であるため情勢は定かではないが、再交渉は難航している模様である。
- ◇ 交渉が難航している分野は複数存在するようだが、最も難航している分野の一つが「（域内部材調達比率を定めた）原産地規則の見直し」のようだ。また、米国による所謂「サンセット条項」の提案等も交渉のハードルとなっているとされている。
- ◇ USTR は再交渉開始に際し、7月17日に「NAFTA 再交渉の目標」を発表していたが、11月17日にその修正版を発表している。今回行われた目標の修正は、主に“目標の具体化”や“目標の追加”であり、どちらかと言えば目標が幾分か一層強化された印象である。但し、前述の「原産地規則の見直し」や「サンセット条項」に関する部分は、（米国の提案と平仄が合うように）目標が修正されたものの、記載がそこまで具体的なわけではなく、今後の交渉における米国側の裁量余地は相応に残されているように見受けられる。
- ◇ 今後について、NAFTA 再交渉では、①「米国の貿易赤字削減を目指すターゲットは対中国であること」、②「NAFTA は米国の雇用にそれほど悪影響は無かったとする経済分析も少なくはないこと」等が、大幅な協定変更で無くとも米国が妥協し得る材料として考えられよう。
- ◇ しかしながら、トランプ大統領は交渉が纏まらなければ NAFTA からの離脱も辞さない姿勢を示していて、これが交渉上のレトリックか否かの見極めがつかないことも事実である。議会では NAFTA 離脱に反対する動きも既に出ているが、議会が一枚岩で反対しているわけでもなく、議会の意向が大統領の判断にどの程度影響を及ぼすのかも不透明である。引き続き予断を持たずに、カナダ・メキシコとの再交渉の動向を注視していく必要があるだろう。

NAFTA 再交渉の会合を、8月から11月にかけて5回開催

トランプ政権は、北米自由貿易協定（NAFTA）について、5月に再交渉の意向を議会に通知し、再交渉の会合をカナダ・メキシコとの間で8月から11月にかけて5回開催してきた（第1表）。足元では、12月11日～15日にワシントンで交渉担当者による部分的な会議が行われ、次回の第6回会合は来年1月23日～28日に予定されている状況である。

交渉内容は非公開であるため情勢は定かではないが、再交渉は難航している模様である。例えば、ライトハイザー通商代表部（USTR）代表の発言は、第1回から第3回会合までは比較的ポジティブだったものの、第4回・第5回会合では厳しいトーンに変化していて、直近第5回会合終了後の声明では、「カナダとメキシコは、リバランスが必要な条項について真剣に取り組んでいない」等と述べている。このようななか、再交渉の期限も、従来は2017年末がイメージされていたと思われるが、2018年3月末まで一先ず延長されている^(注1)。

（注1）ロス商務長官等は当初、「来年1月までの交渉合意を希望している」と述べていた。

第1表: NAFTA再交渉会合の概要

	開催日程	開催場所	会合の結果等
第1回会合	2017年8月16日～20日	ワシントン	-
第2回会合	2017年9月1日～5日	メキシコシティ	・ライトハイザー-USTR代表「多くの重要な問題について一致点を見出した」
第3回会合	2017年9月23日～27日	オタワ	・中小企業に関する分野は決着
第4回会合	2017年10月11日～17日	ワシントン	・競争政策に関する分野は決着(10月11日) ・ライトハイザー-USTR代表「率直に言って、変化に対する2か国からの抵抗には驚き失望させられた」(10月17日) ・再交渉の期限を、2018年3月末まで延長 ・(報道によれば)米国は、自動車生産における原産地規則の強化と、米国製部材の使用比率引き上げを新たに提案
第5回会合	2017年11月15日～21日	メキシコシティ	・3か国ともに関係は不参加 ・幾つかの分野で進展も、作業を終えた個別分野は無し ・ライトハイザー-USTR代表「現代化の部分で幾つか進展がみられたが、依然として前進していないことを懸念。カナダとメキシコは、リバランスが必要な条項について真剣に取り組んでいない」
第6回会合	2018年1月23日～28日	モントリオール	-

(資料)各種報道、米国通商代表部資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

米国は「原産地規則の見直し」等を強く主張

交渉が難航している分野は複数存在するようだが、最も難航している分野の一つが「(域内部材調達比率を定めた)原産地規則の見直し」のようだ。報道によれば、トランプ政権は、自動車関連について、①「米国製の部材調達比率を50%以上にすること」、②「域内からの部材調達比率を現行の62.5%から85%へ引き上げること」、③「原産地規則で対象とする品目(トレーシング・リスト)を拡大すること」、等を提案している。

米国が「原産地規則の見直し」を強く主張する背景について、ロス商務長官等が度々言及している商務省のレポート(9月22日発表)を確認しておきたい。当該レポートは、OECDの付加価値ベースのデータを用いて、米国への輸入品を分析したものである。当該レポートによれば、メキシコからの工業製品(manufactured goods)輸入に占める米国製部材の割合(≒米国による付加価値の割合)は、1995年の26.1%から直近2011年には15.7%へ低下し

(第1図)^(注2)、カナダからの工業製品輸入に占める米国製部材の割合も、同期間に20.9%から14.7%へ低下している(第2図)。また、米国にとって輸入に占める割合が大きく、NAFTA締結国との間での貿易赤字の主因となっている「自動車」に限ってみると、メキシコからの自動車輸入に占める米国製部材の割合は、1995年の26.5%から2011年には18.1%へ低下し(第3図)、カナダからの自動車輸入に占める米国製部材の割合も、同期間に34.9%から26.4%へ低下している(第4図)。

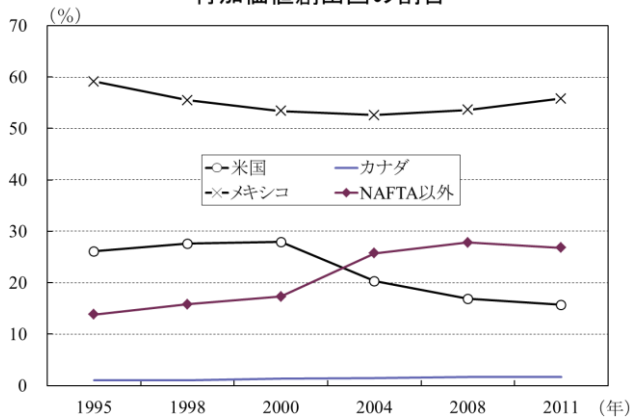
ロス商務長官は、米国製部材の割合が低下してきたことだけでなく、その低下分がNAFTA締結国によって埋め合わされてきたのではなく、NAFTA締結国以外の国で埋め合わされてきた点も問題視しており、「NAFTAの恩恵がNAFTA以外の地域へ流出した」と主張している。

また、「原産地規則の見直し」以外では、米国による所謂「サンセット条項」^(注3)の提案等も交渉のハードルとなっているようだ。

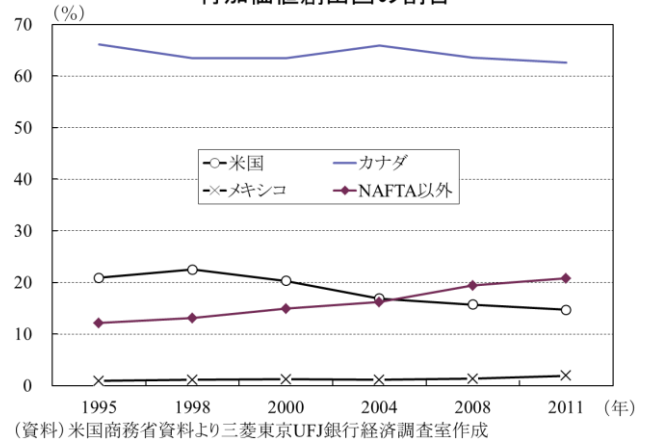
(注2) NAFTAの発効は1994年1月。当該商務省のデータが存在するのは、1995年、1998年、2000年、2004年、2008年、2011年のみであるため、直近のデータは2011年になる。

(注3) 報道によれば、米国による「サンセット条項」の提案は、5年毎に締結国全てが更新で合意しなければNAFTAが失効するというもの。

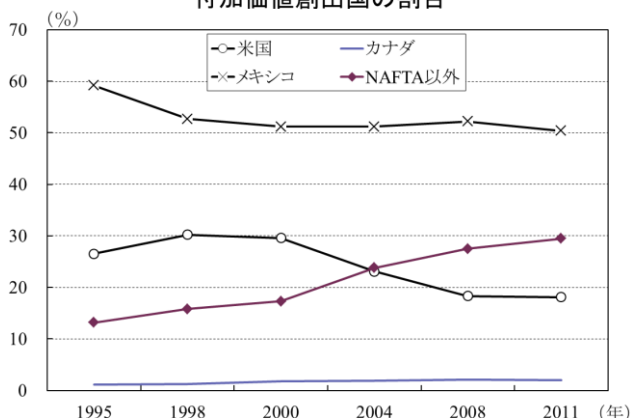
第1図:メキシコからの輸入品(工業製品)に占める付加価値創出国の割合



第2図:カナダからの輸入品(工業製品)に占める付加価値創出国の割合

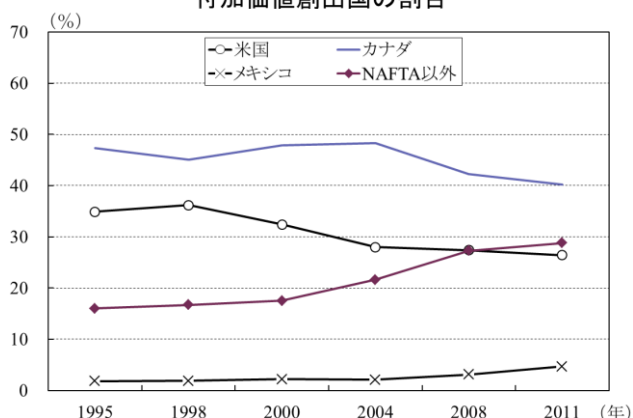


第3図: メキシコからの輸入品(自動車)に占める付加価値創出国の割合



(資料) 米国商務省資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第4図: カナダからの輸入品(自動車)に占める付加価値創出国の割合



(資料) 米国商務省資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

トランプ政権は11月17日に「NAFTA再交渉の目標」の修正版を発表

USTRは再交渉開始に際し、7月17日に「NAFTA再交渉の目標」を発表していたが、11月17日にその修正版を発表している(第2表)^(注4)。目標の22項目のうち、「財貿易」、「サービス貿易」、「投資」、「競争政策」、「政府調達」、「紛争解決」等が主に修正された一方、「国有企業」、「労働基準」、「環境基準」、「貿易救済措置」等における記載は不変であった。

今回行われた目標の修正は、主に“目標の具体化”や“目標の追加”であり、どちらかと言えば目標が幾分か一層強化された印象である。但し、前述の「原産地規則の見直し」や「サンセット条項」に関する部分は、(米国の提案と平仄が合うように)目標が修正されたものの、記載がそこまで具体的なわけではなく、今後の交渉における米国側の裁量余地は相応に残されているように見受けられる。

なお、個別の産業については、修正版では「医薬品・医療機器の手続きの公平性」が22項目のうち1項目になっており、米国が特に重視している分野と受け止められよう。

(注4) 「NAFTA再交渉の目標」は、NAFTAの現代化(modernization)を求める項目と、公正な貿易関係(fair trade)を求める項目に大別できる。前者には「電子商取引」、「知的財産権」、「環境基準」等の項目が挙げられ、後者には「(域内の部品調達比率を定めた)原産地規則」、「貿易救済措置」、「政府調達」等の項目が挙げられる。

第2表：トランプ政権による修正版「NAFTA再交渉の目標」(抜粋)①

1	<p>財貿易</p> <p>対NAFTA締結国との貿易収支を改善し、貿易赤字を削減</p> <p>輸出入におけるライセンス手続きの透明性を高める</p> <p>貿易の歪みを防ぐため、輸出入の独占を罰する</p> <p>(工業品)</p> <p>現行の相互に関税の無い(reciprocal duty-free)市場アクセスを維持。米国からNAFTA締結国への輸出を抑制している非関税障壁を解消するために、規則を強化</p> <p>再製造品の市場アクセスを拡大</p> <p>米国の繊維・アパレル製品について、NAFTA締結国市場への現行の関税の無いアクセスを維持。米国の繊維・アパレル輸出の競争機会の改善を求める一方、米国の輸入は(米国にとって重要な)センシティブ品目に配慮</p> <p>主要な財セクター(医薬品・医療機器・化粧品・情報通信技術装置・自動車・化学・エネルギー効率化関連を含む)において規制の適合性を高める</p> <p>(農産品)</p> <p>現行の相互に関税の無い市場アクセスを維持</p> <p>残っている関税の引き下げ・撤廃を通じて、米国の農産品輸出のNAFTA締結国における競争的な市場機会の拡大(カナダの米国産乳製品・鶏肉・卵製品への輸入関税の撤廃を含む)</p> <p>米国の農産品輸出(穀物・アルコール飲料を含む)に対する非関税障壁の撤廃を求める</p> <p>センシティブ農産品の輸入関税引き下げ交渉を始める前には議会と緊密に協議し、合理的な調整期間を確保する</p>
2	<p>衛生と植物防疫のための措置(SPS)</p> <p>米国の食品・農作物の輸出を妨害している不当な障壁を迅速に解消できるメカニズムの設立</p> <p>科学的見地に基づいたSPS措置が、透明性を持って、予測可能で、裁量的でなく、執行されることを確実にする新しい強制可能なルールの設立</p>
3	<p>税関・貿易円滑化・「原産地規則」</p> <p>NAFTAの恩恵が、米国・北米で真に生産された財に及ぶように、必要に応じて、「原産地規則」を見直し・強化</p> <p>「原産地規則」により、米国・北米から調達すること特に米国はもちろんのこと、北米での生産へのインセンティブが働くことを確実にする</p> <p>「原産地規則」に関する証明・検査等の効果的な手続きを設け、執行を強化(繊維を含む)</p> <p>NAFTA締結国と協力して、「原産地規則」の遵守を確実にし、関税の回避を防止</p>
4	<p>貿易の技術的障害</p> <p>NAFTA締結国に対し、WTOの「貿易の技術的障害に関する協定(TBT)」委員会によって採用された決定・推奨の適用を要求</p>
5	<p>好ましい規制慣行と透明性、規制手段の発行・管理</p> <p>規制の導入・見直し等に際し、透明性と説明責任を確実にする</p> <p>規制の進展について、形式的で無いパブリックコメントの機会を提供</p>
6	<p>サービス貿易</p> <p>サービス貿易に関する公平でオープンな環境を確保</p> <p>米国の不適合措置の柔軟性を保持(海運・長距離トラックサービスに関する不適合措置を含む)</p> <p>(通信)市場参入を促し、通信サービスの競争的な供給を促進</p> <p>(金融サービス)米国金融機関のより公平で自由な競争を担保すべく、金融規制の透明性や予見可能性を高める</p>
7	<p>電子商取引・越境データフロー</p> <p>ソフトウェア、音楽、ビデオ等のデジタル製品に関税を課さないことを確実にする</p> <p>越境データフローを制限する措置を導入せず。国内でコンピュータ設備の利用や設置を求めないことを確実にする</p> <p>コンピュータ・ソースコードの政府による開示義務付けを阻止するルールの導入</p>
8	<p>投資</p> <p>NAFTA締結国への投資に関わる重要な権利は、米国の法律原理と一致していることを確保</p> <p>NAFTA締結国への米国投資の障壁を減少乃至除去するルールの設立</p> <p>内国民待遇と最恵国待遇</p> <p>投資関連資本の移転に関する制限の禁止</p> <p>投資紛争を解決するための手続きを改善</p>
9	<p>知的財産権</p> <p>十分且つ効果的な知的財産権の保護を促進</p> <p>知的財産保護を頼りにする米国の関係者にとって、公平で差別の無い市場参入機会を確保</p>
10	<p>医薬品・医療機器の手続きの公平性</p>
11	<p>国有企業</p> <p>国有企業が、財・サービスの売買で差別の無い取り扱いをすることを確実にする</p> <p>WTOによる「補助金・相殺措置に関するSCM協定」以上の、強力な補助金の規律を国有企業に適用</p>
12	<p>競争政策</p> <p>「競争を制限する企業行動」や「不正・欺瞞的商業行為」を禁止するルールを維持</p> <p>国内競争法の違反に対して罰金を算出する際には、締結国の領土や貿易からの収入・利益を考慮することを確実にする</p>

(注)赤字は、修正された箇所。

(資料)米国通商代表部資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第2表:トランプ政権による修正版「NAFTA再交渉の目標」(抜粋)②

13	労働基準	労働条項は、補充協定ではなく本協定に盛り込む NAFTA締結国に対し、国際労働機関(ILO)宣言等で国際的に共有された労働基準に基づく法律・慣行の適用・維持を要求 労働基準は、他条項と同じ紛争解決メカニズムに従い、強力且つ強制可能にする
14	環境基準	環境条項は、補充協定ではなく本協定に盛り込む 環境基準は、他条項と同じ紛争解決メカニズムに従い、強力且つ強制可能にする NAFTA締結国が、「貿易や投資を促進するために環境法に基づく保護を放棄しない」点を確かにするルールを設置
15	腐敗防止	賄賂の発見を促進するため、企業に対して正確な記録の保持を要求 公務員に高い倫理基準を促すために、行動規範の設置を促進
16	貿易救済措置	アンチダンピング(AD)措置・相殺関税(CVD)・セーフガード等を含め、米国が厳格に貿易法を執行する能力を保持 対世界セーフガード措置の対象からNAFTA締結国を除外する条項(802条)の廃止 NAFTA第19章の紛争解決メカニズムを廃止
17	政府調達	米国企業が、米国製品・サービスをNAFTA各国へ販売する機会を増加させる カナダとメキシコにおいて、米国の財、サービス、供給業者の市場アクセス機会の相互主義を確保 政府調達の汚職と闘うための義務・手続きを設ける 公平で、透明で、予測可能で、裁量的で無い政府調達ルールを設置 州地方政府は交渉後のコミットメントから除外。国内の優先購入プログラムは保持(①小企業や女性・マイノリティ所有企業向けの優先プログラム、②連邦政府による州地方政府プロジェクトへの助成、輸送サービス、食糧支援、農場支援への「バイ・アメリカ」要件、③主要な国防省の調達) 政府調達について、以下に関連する例外扱いを維持(①安全保障、②公共のモラル・秩序・安全を保つために必要な措置、③人間・動物・植物の保護、④知的財産権の保護)
18	中小企業	NAFTA締結国は、「小企業によるNAFTA市場への輸出をサポートすべく情報資源を提供する」とのコミットメントを確保 民間セクター等も含めたNAFTA3か国間の中小企業対話を設置
19	エネルギー	エネルギー生産・輸送と北米エネルギー安全保障に資する、投資・市場参入基準等の保持・強化
20	紛争解決	効果的で迅速な紛争解決メカニズムの設置 透明性の高い紛争解決プロセスの構築(開かれた公聴会の要求等) 締結国が紛争を管理でき、パネルが明確に判断を誤った際には状況に取り組むことを可能にする
21	一般規定	合理的な米国内目的の保護は許容されるよう、一般的例外規定を盛り込む 本協定による恩恵を定期的に評価するメカニズムを設ける
22	為替	適切なメカニズムを通じて、NAFTA締結国が為替操作等を行わないことを確かにする

(注)赤字は、修正された箇所。

(資料)米国通商代表部資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

引き続き予断を持たずに、再交渉の動向を注視する必要

今後について、(これまでの Weekly でも指摘の通り) NAFTA 再交渉では、①「米国の貿易赤字削減を目指すターゲットは対中国であること」、②「NAFTA は米国の雇用にそれほど悪影響は無かったとする経済分析も少なくはないこと」等が、大幅な協定変更で無くとも米国が妥協し得る材料として考えられよう。

しかしながら、トランプ大統領は交渉が纏まらなければ NAFTA からの離脱も辞さない姿勢を示して、これが交渉上のレトリックか否かの見極めがつかないことも事実である。議会では NAFTA 離脱に反対する動きも既に出ているが、議会が一枚岩で反対しているわけでもなく、議会の意向が大統領の判断にどの程度影響を及ぼすのかも不透明である。引き続

き予断を持たずに、カナダ・メキシコとの再交渉の動向を注視していく必要があるだろう。

なお、大統領の権限で NAFTA から離脱できるのかどうかについては、法律の専門家の間でも見解が分かれている状況であり、最終的には裁判所の判断を仰ぐことになるとも指摘されている。

(2017年12月19日 栗原 浩史 hikurihara@us.mufg.jp)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊社ホームページでもご覧いただけます。

The information herein is provided for information purposes only, and is not to be used or considered as an offer or the solicitation of an offer to sell or to buy or subscribe for securities or other financial instruments. Neither this nor any other communication prepared by The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. (collectively with its various offices and affiliates, "BTMU") is or should be construed as investment advice, a recommendation to enter into a particular transaction or pursue a particular strategy, or any statement as to the likelihood that a particular transaction or strategy will be effective in light of your business objectives or operations. Before entering into any particular transaction, you are advised to obtain such independent financial, legal, accounting and other advice as may be appropriate under the circumstances. In any event, any decision to enter into a transaction will be yours alone, not based on information prepared or provided by BTMU. BTMU hereby disclaims any responsibility to you concerning the characterization or identification of terms, conditions, and legal or accounting or other issues or risks that may arise in connection with any particular transaction or business strategy. While BTMU believes that any relevant factual statements herein and any assumptions on which information herein are based, are in each case accurate, BTMU makes no representation or warranty regarding such accuracy and shall not be responsible for any inaccuracy in such statements or assumptions. Note that BTMU may have issued, and may in the future issue, other reports that are inconsistent with or that reach conclusions different from the information set forth herein. Such other reports, if any, reflect the different assumptions, views and/or analytical methods of the analysts who prepared them, and BTMU is under no obligation to ensure that such other reports are brought to your attention.